

松戸市北山会館の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市北山会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

松戸市北山会館(松戸市串崎新田63番地の1)

2. 指定管理者となる団体

松戸市松戸2060番地

松戸葬祭業協同組合

3. 指定管理の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで(4年間)

4. 選定理由

審査委員会に置ける評価が総合的に良好であったため

5. 選定審査手順

- ・申請書類受付
令和4年7月21日(木)
- ・公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回:令和4年8月12日(金)
第2回:令和4年8月17日(水)
第3回:令和4年10月6日(木)
- ・指定管理者候補者審査結果答申
令和4年10月6日(木)(審査委員会→市長)
- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
令和4年12月7日(水)
- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
令和4年12月23日(金)
- ・指定管理者の告示
令和5年1月6日(金)
- ・指定管理者への指定の通知
令和4年12月26日(月)